

調査票情報の二次的利用の状況について

1 統計法第34条に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

オーダーメイド集計とは、既存の統計調査で得られた調査票情報を活用して、調査実施機関があらかじめ提示する分類項目を組み合わせた新たな統計の集計・作成について、申出者からの委託を受け、その結果を提供するものである。

【統計法第34条】

行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

《これまでの提供実績》

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 平成22年2月～ | ・平成18年賃金構造基本統計調査 |
| 平成22年11月～ | ・平成19年人口動態調査（出生票、死亡票） |
| | ・平成21年毎月勤労統計調査（特別調査） |
| 平成23年2月～ | ・平成19年賃金構造基本統計調査 |
| 平成23年4月～ | ・平成20年人口動態調査（出生票、死亡票） |
| | ・平成22年毎月勤労統計調査（特別調査） |
| 平成23年8月～ | ・平成20年医療施設（静態）調査 |
| | ・平成20年患者調査 |

《今後の提供予定》

- | | |
|----------|------------------|
| 平成24年2月～ | ・平成20年賃金構造基本統計調査 |
|----------|------------------|

2 統計法第35条、第36条に基づく匿名データの作成・提供

匿名データの作成・提供とは、調査実施機関が統計調査から得られた調査票情報について、調査客体が特定されないように加工（匿名化措置：単に氏名など個体を直接識別できる情報を削除するのみならず、個々のデータの特徴から個体が間接的に特定されることがないように、地域区分や様々な属性に関する詳細な分類区分を統合して情報を粗くしたり特異なデータを削除したりするなどの処理）を施し作成した匿名データについて、利用申出を行った申出者に対して提供（貸与）するものである。申出者はこの匿名データを利用して、新たな統計の作成及び統計的研究を行うことができる。

【統計法第35条第1項】

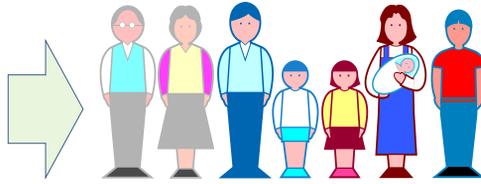
行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

《これまでの提供実績》

- | | |
|----------|----------------|
| 平成23年9月～ | ・平成16年国民生活基礎調査 |
|----------|----------------|

調査票情報の二次的利用の状況について

基幹統計調査には、
報告義務と罰則規定



信頼・協力

- ・ 個人情報保護意識の高まり
- ・ 調査環境の悪化等

○ 回収率は年々低下

個票を利用して、
報告書に掲載されて
いない分析（学術研究
等）が必要。



利用
申出

< 政府 >

調査票（個票）情報

- ・ 適正管理義務
- ・ 守秘義務規定
- ・ 罰則規定



報告書等

公表



審査

< 二次的利用の作成・提供
に関するポイント >

秘匿性

トレード
オフ

有用性



【旧法下】

- 学術研究
 - ・ 研究論文
 - ・ 学位論文 等
- 高等教育
 - ・ 講義、実習 等

- 高度な公益性
 - ・ 行政目的
 - ・ 科学研究費補助金 等

< 調査票情報の
提供 >



- 営利目的
 - ・ 商業利用
 - ・ 商品開発

法改正による二次的利用
の提供の拡大

【新法下】

< オーダー
メイド集計 > (法第34条)

< 匿名
データ > (法第35,36条)

(法第33条)



(変更なし)

(変更なし)

・ 万が一、秘匿が破られる
ことがあると、国民の
政府統計に対する信頼
が損なわれ、回収率の
低下、更には「根拠に基
づく政策」の推進に影響
が生じる。

・ 国民の信頼を維持でき
る確実な秘匿措置、適
切な利用・管理

社会の発展に寄与することを通じて国民に還元

制度に対する国民の理解の広がり